

第4次健やかプランまきのほら

(令和7年度～令和12年度)

第4次牧之原市健康増進計画

第4次牧之原市食育推進計画

第2次いのち支える 牧之原市自殺対策計画

(案)

目次

第1編 はじめに

1 「第4次健やかプランまきのはら」の策定にあたって	1
2 SDGs（持続可能な開発目標）	4
3 市の現状	5

第2編 第4次牧之原市健康増進計画

第1章 計画策定にあたって

1 背景と趣旨	11
2 計画の位置づけ	12
3 計画期間	13
4 計画の策定体制	14

第2章 市の健康の現状と課題

1 市の健康データ	15
2 第3次牧之原市健康増進計画の評価結果	21
3 市の健康課題	28

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	30
2 基本目標	30
3 基本方針	31
4 体系図	32

第4章 施策の展開

1 健康状態の維持・改善の推進	34
2 プレコンセプションケアの推進	61
3 気候変動への対応	68

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	69
2 計画の進行管理	69

第3編 第4次牧之原市食育推進計画

第1章 計画策定にあたって

- 1 背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
- 2 計画の位置づけと期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- 3 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

第2章 市の食育の現状と課題

- 1 市の食育データ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 2 第3次牧之原市食育推進計画の評価・・・・・・・・ 87
- 3 市の食育の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
- 3 基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
- 4 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
- 5 ライフステージごとの考え方・・・・・・・・・・・・ 97
- 6 食育推進関係者と役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

第4章 施策の展開

- 1 家族や仲間と楽しく食卓を囲む・・・・・・・・・・ 103
- 2 健康につながる食生活を送る・・・・・・・・・・ 105
- 3 地域の産物がわかり食卓に並べる・・・・・・・・ 108
- 4 “もったいない”に取り組む・・・・・・・・・・・・ 110

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
- 3 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113

第4編 第2次のち支える 牧之原市自殺対策計画

第1章 計画策定にあたって

- 1 背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
- 4 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 119

第2章 牧之原市における自殺の特徴

- 1 市の自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
- 2 第1次計画の実績と評価（令和元年度から令和5年度）・・・・・・ 129
- 3 市の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 自殺対策の基本認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
- 2 自殺対策の基本理念及び体系・・・・・・・・・・・・ 137

第4章 施策の展開

- 1 5つの基本施策（自殺対策の基盤づくり）・・・・・・・・・・・・ 139
- 2 5つの重点対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 147

第5章 計画の推進に向けて

- 1 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 157
- 2 計画の目標・評価指標・・・・・・・・・・・・・・・・ 158

第4編

第2次

いのち支える

牧之原市自殺対策計画

第1章 計画策定にあたって

1 背景と趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降3万人を超えていましたが、平成24年には3万人を割りました。その後減少傾向にありましたが、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響などにより、11年ぶりに自殺者数が増加に転じています。毎年2万人を超える水準で推移しており、非常事態はいまだに続いています。

国は、平成18年に自殺対策基本法⁴⁻¹を制定し、国を挙げて自殺対策を推進した結果、それまで「個人の問題」として認識されがちであった自殺は、広く「社会の問題」として認識されるようになりました。平成28年には自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「生きることの包括的な支援」として自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が「自殺対策計画」を策定することとされました。令和4年には新型コロナウイルス感染症の影響により変化した自殺の傾向等を踏まえ、新たな「自殺総合対策大綱」⁴⁻²が策定されています。

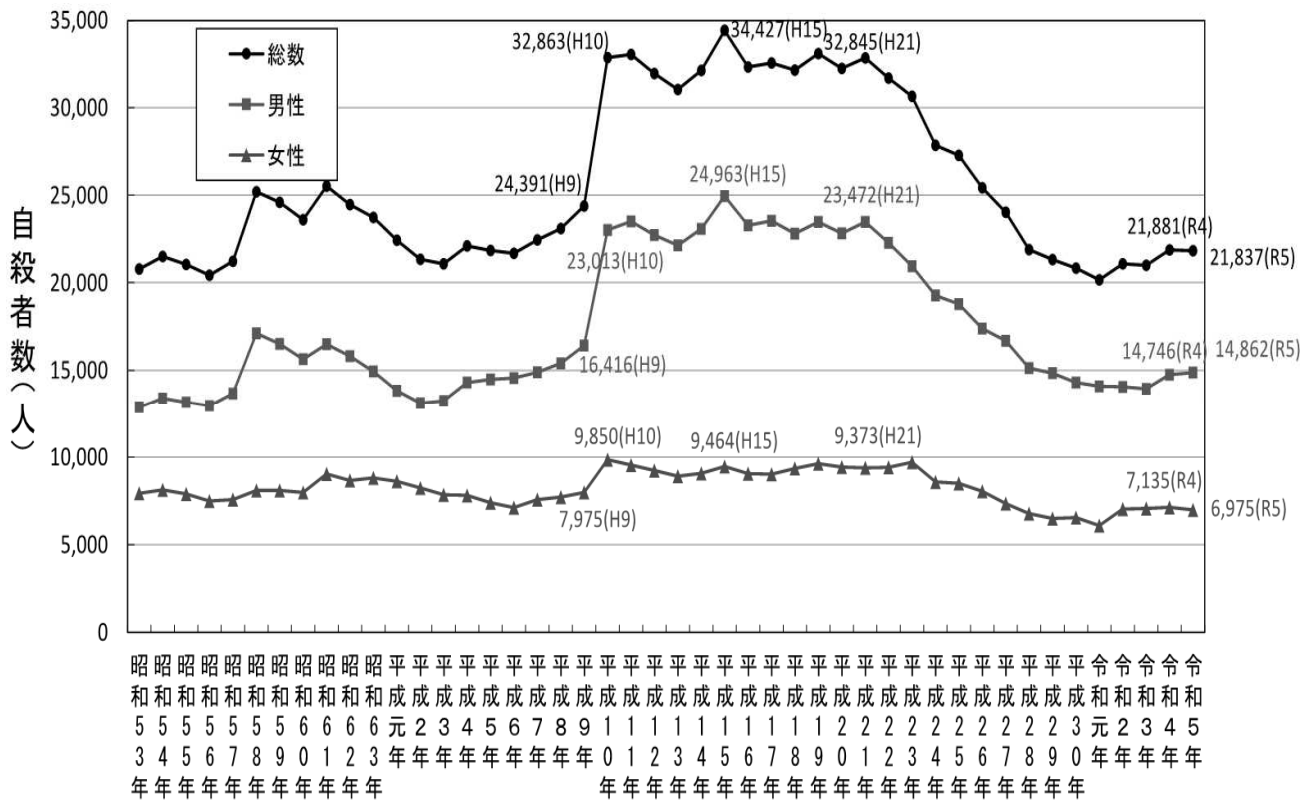
本市においては、「一人ひとりの『生きる』を支える支援」を推進するために「いのち支える牧之原市自殺対策計画」を平成30年度に策定しました。本計画を全庁的な取組として実行・推進するとともに、自殺対策への地域の理解及び協力を得ながら自殺対策に取り組んできました。

この度、平成30年度に策定した「いのち支える牧之原市自殺対策計画」が、令和6年度で最終年を迎えることに伴い、新型コロナウイルス感染症で変化した社会情勢や全国的な傾向、そしてSDGsの視点を踏まえ、「第2次いのち支える牧之原市自殺対策計画」を策定します。

用語集

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 4-1 自殺対策基本法 | 年間の自殺者数が3万人を超えていた日本の状況に対処するため制定された法律 |
| 4-2 自殺総合対策大綱 | 自殺対策基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもの |

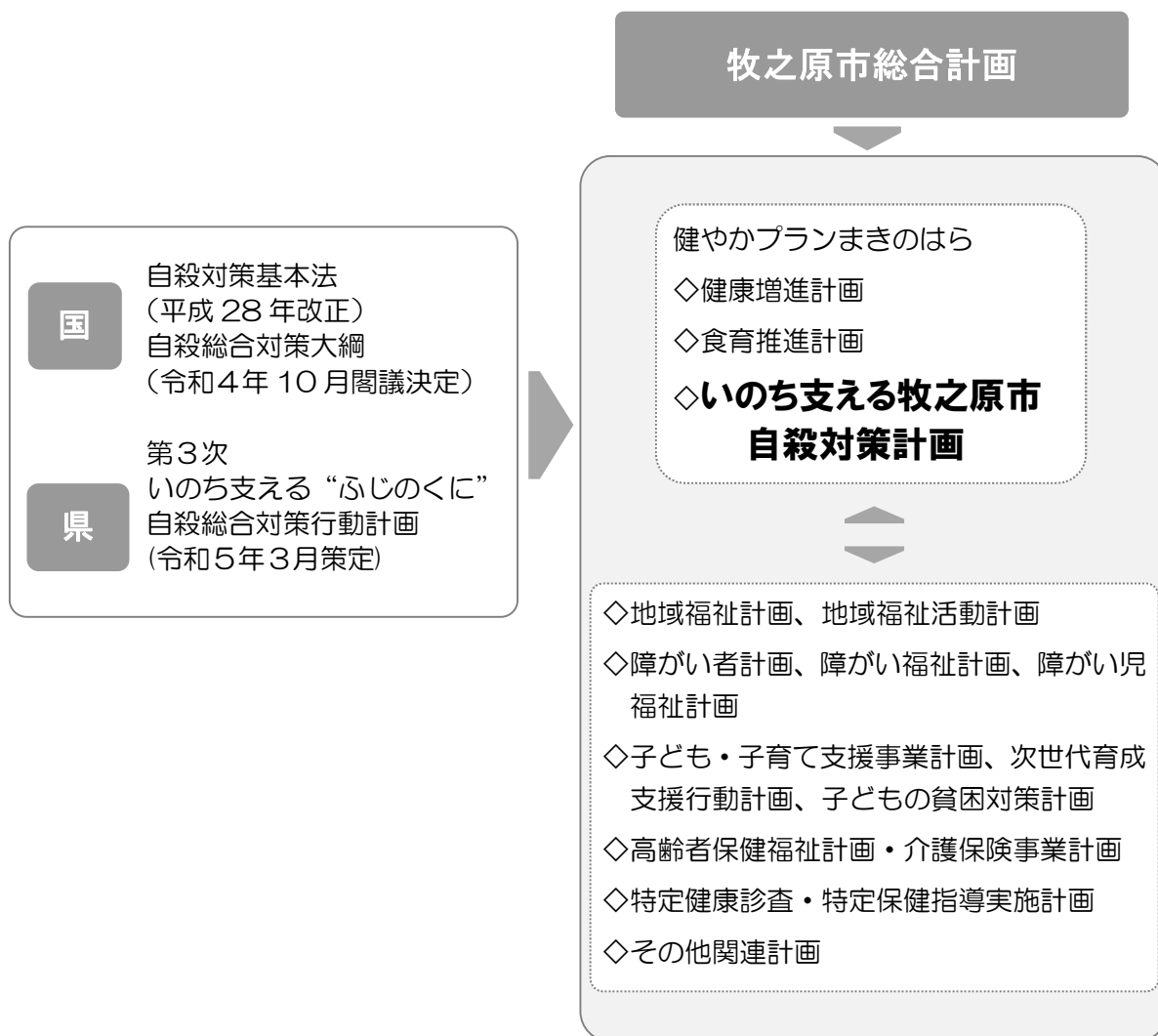
自殺者数の年次推移



資料：警視庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定します。また、本計画は、「いのち支える牧之原市自殺対策計画」とし、「牧之原市総合計画」に基づき、「健康増進計画」をはじめ、その他関係する計画との整合性を図ります。



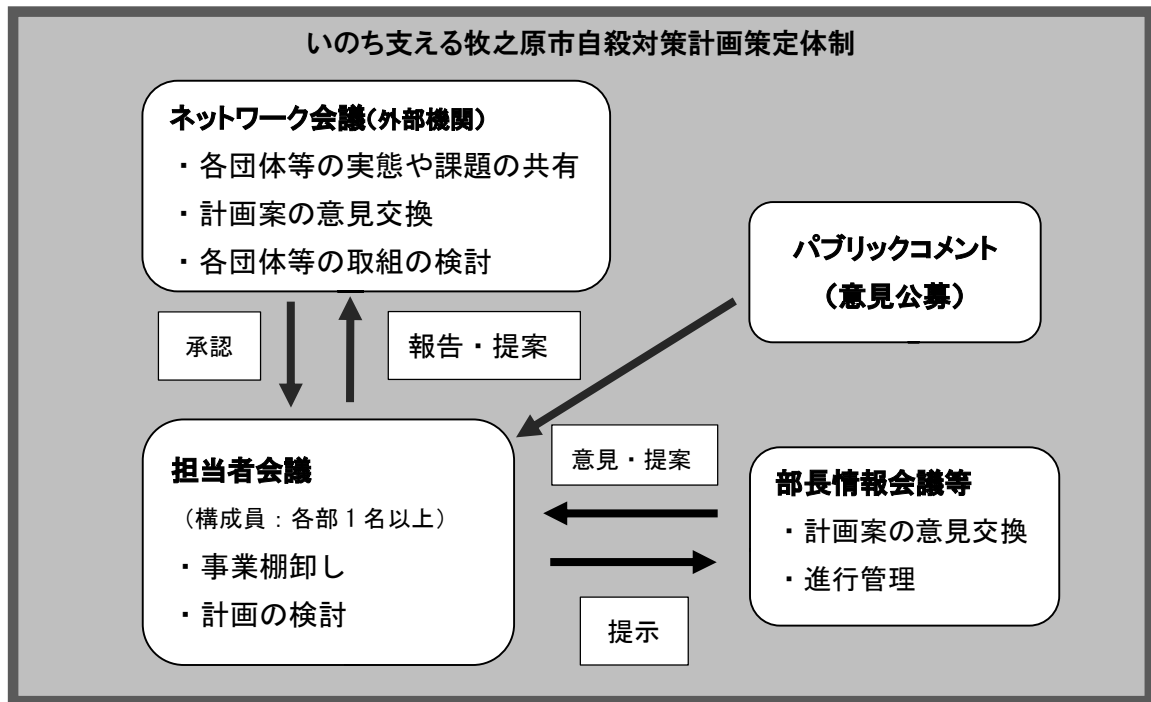
3 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和12年度までの6年間とし、健康増進計画と同時期に見直しを行っていきます。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第2次 いのち支える牧之原市自殺対策計画						次期計画
推進	推進	推進	推進	推進	推進 調査・見直し	推進

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、担当国会議、ネットワーク会議より意見聴取し、牧之原市における自殺の実態や関係機関が抱える課題の共有を行いました。また、ネットワーク会議委員及び担当国会議委員へのヒアリングを実施し、「いのち支える」ために必要な施策の検討を行いました。



第2章 牧之原市における自殺の特徴

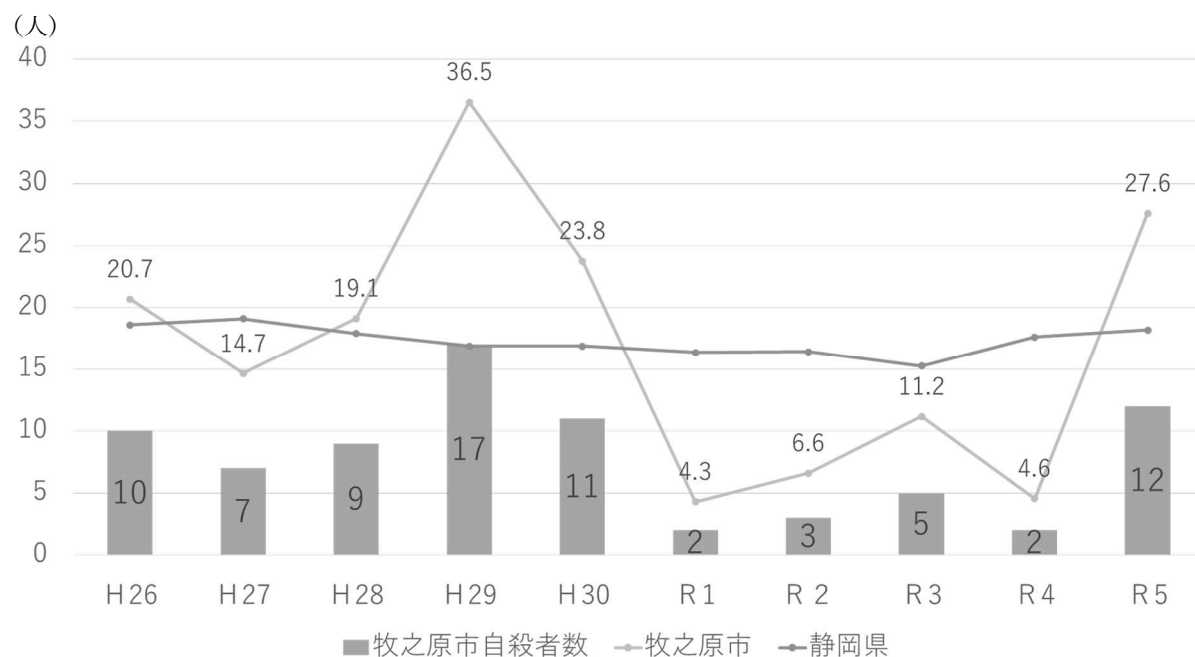
1 市の自殺の現状

(1) 年間自殺者数は平均約7.8人

平成26年から令和5年の10年間に自殺で亡くなった人の数は78人(年間約7.8人)です。自殺死亡率(人口10万人対)の10年間の平均は16.9と、静岡県 averages 17.3よりも低い状態となっています。

平成29年はその前年から比べると2倍増で、県内の市町ではワースト2位となりました。令和に入り、自殺で亡くなった人は年間1桁で推移していましたが、令和5年は12人となり、県内の市町でワースト7位になりました。

図1 市の自殺死亡率(人口10万人対)の県との比較及び死亡者数(平成26年から令和5年)



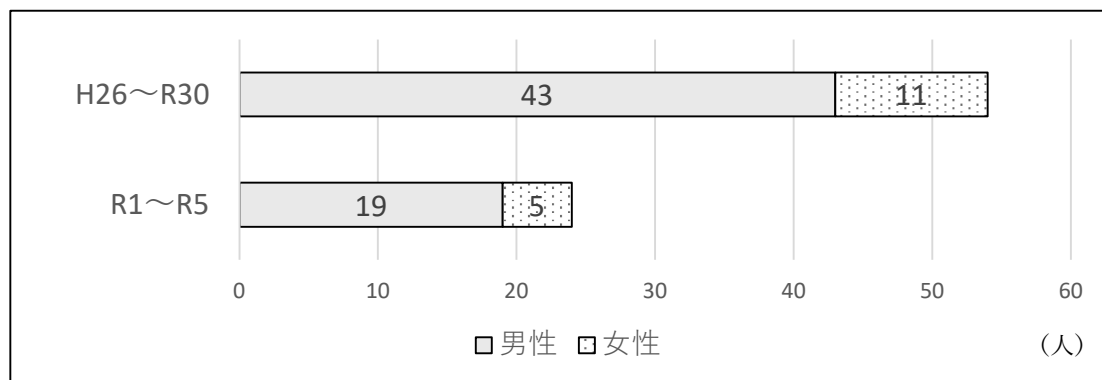
資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省・自殺統計)

(2) 男性が全自殺者の約8割を占める

5年間の自殺者の推移は、男女比が4：1と男性の方が多くなっています(図2)。

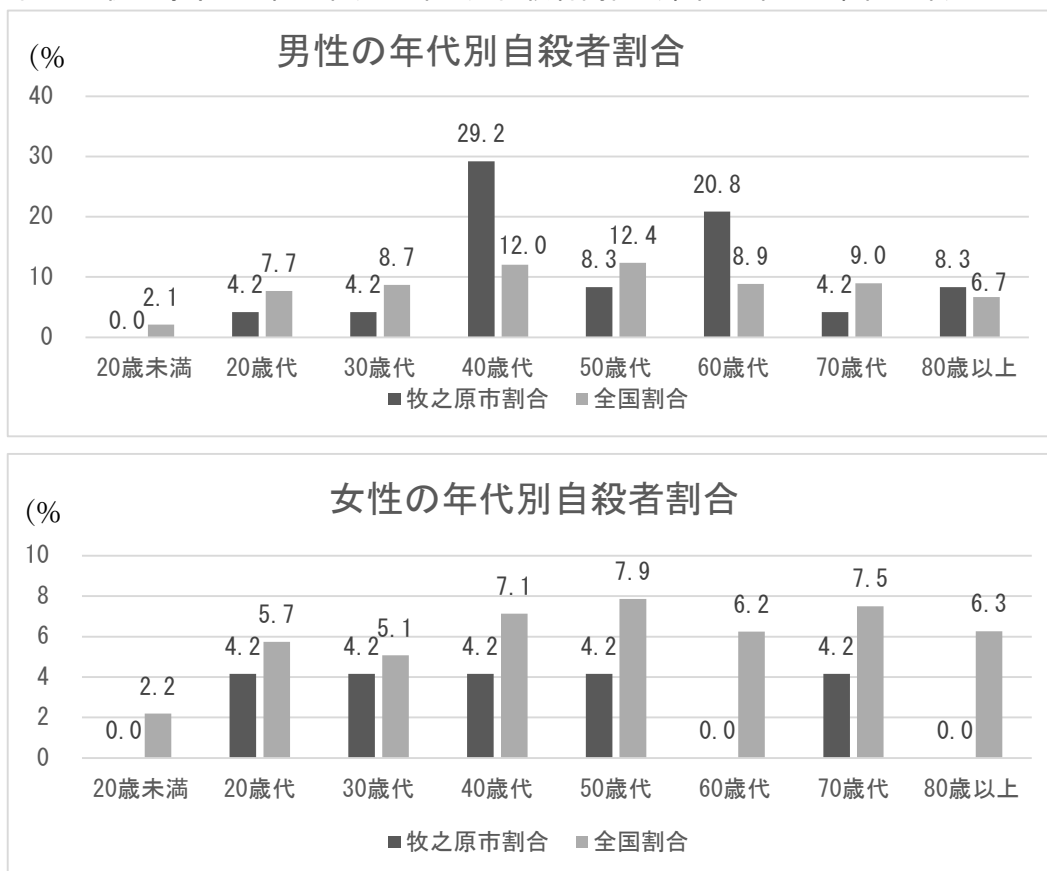
性別年代別自殺者数を見ると、男性は20歳未満、女性は20歳未満、60歳代、80歳代の自殺者はいませんでした。国との比較では、40歳代と60歳代の男性の割合が高いことが明らかです(図3)。

図2 牧之原市の5年間の自殺者の推移



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省・自殺統計）

図3 牧之原市と全国の性別・年代別自殺者割合（令和元年から令和5年）

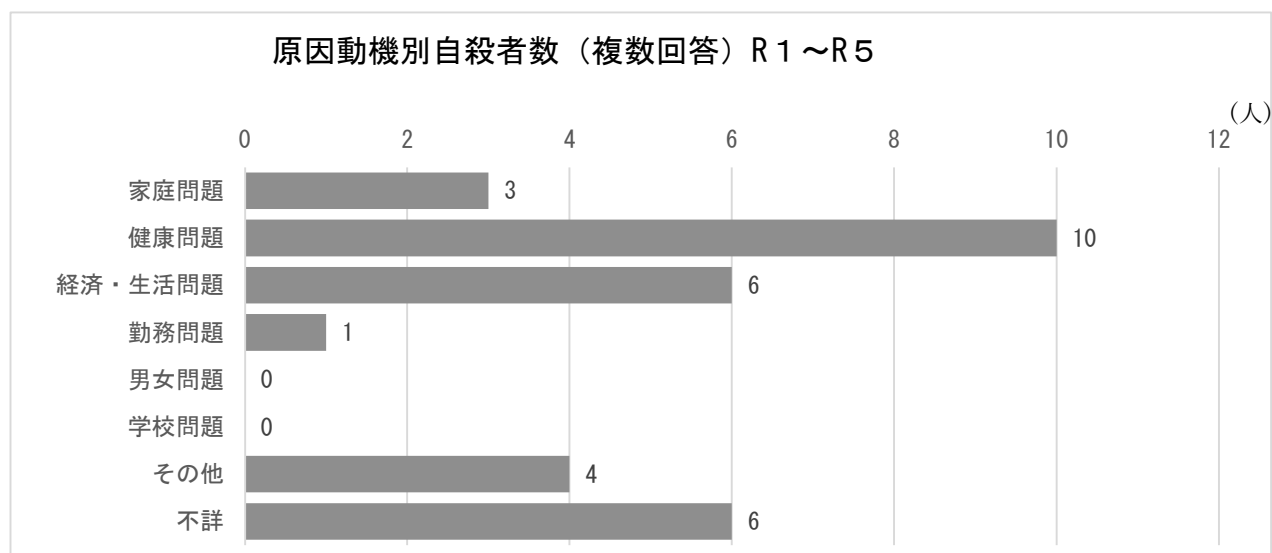
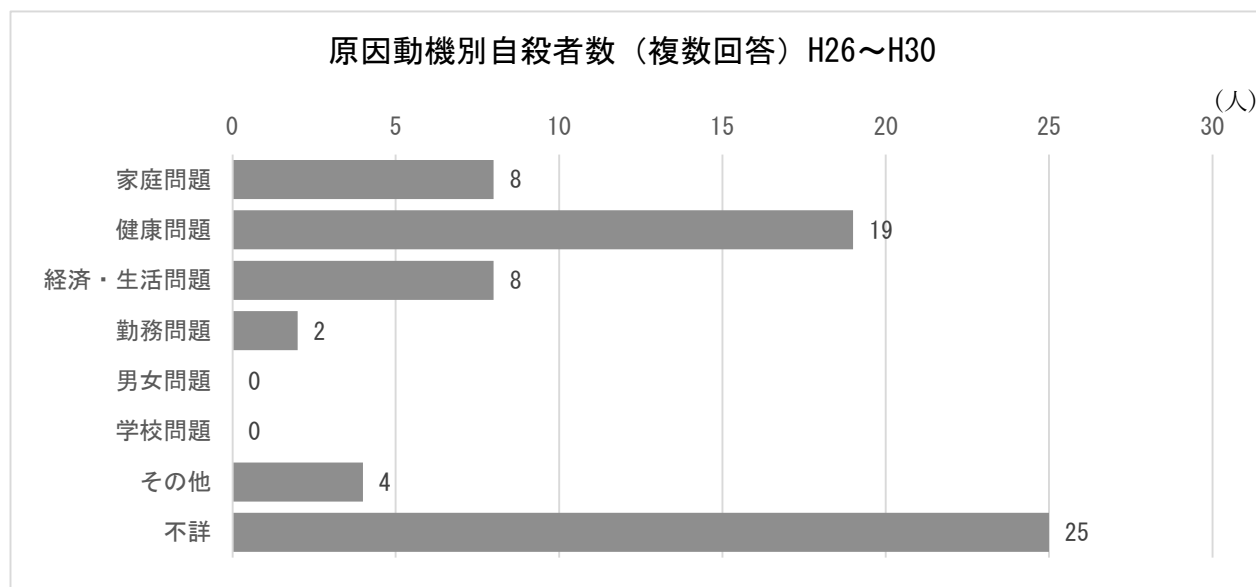


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省・自殺統計）

(3) 自殺の原因・動機は複雑に絡み合っている

自殺の原因・動機は様々ですが、特定されている人で割合が高いのは「健康問題」と「経済・生活問題」です。原因・動機が特定されていない「不詳」の人も多い状況です。

図4 牧之原市の原因動機別自殺者数（平成26年から令和5年：重複あり）



資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省・自殺統計）

JSCP⁴⁻³ 提供の地域自殺実態プロフィール⁴⁻⁴（以下「プロフィール 2023」という。）によると本市の自殺者は、図 5 の特徴のような経緯をたどって自殺している人が多く、自殺の前には「うつ状態」に陥っています。また、図 6 のとおり自殺の動機・原因は単一ではなく複雑に絡み合っています。

図 5 牧之原市の主な自殺の特徴（特別集計：自殺日・住居地、平成 30 年から令和 4 年の合計）

自殺者の特性(上位 5 区分)	背景にある主な自殺の危機経路**
男性 60 歳以上無職同居	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
女性 40～59 歳無職同居	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺
男性 40～59 歳有職同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
男性 60 歳以上有職独居	配置転換／転職＋死別・離別→身体疾患→うつ状態→自殺
男性 60 歳以上有職同居	① 【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ② 【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺

** 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではない。

資料：自殺総合対策推進センター プロフィール 2023

また、プロフィール 2023 によると当市の重点パッケージとして、以下の内容が示されています。

重点パッケージ	高齢者 生活困窮者 無職者・失業者 勤務・経営
---------	----------------------------------

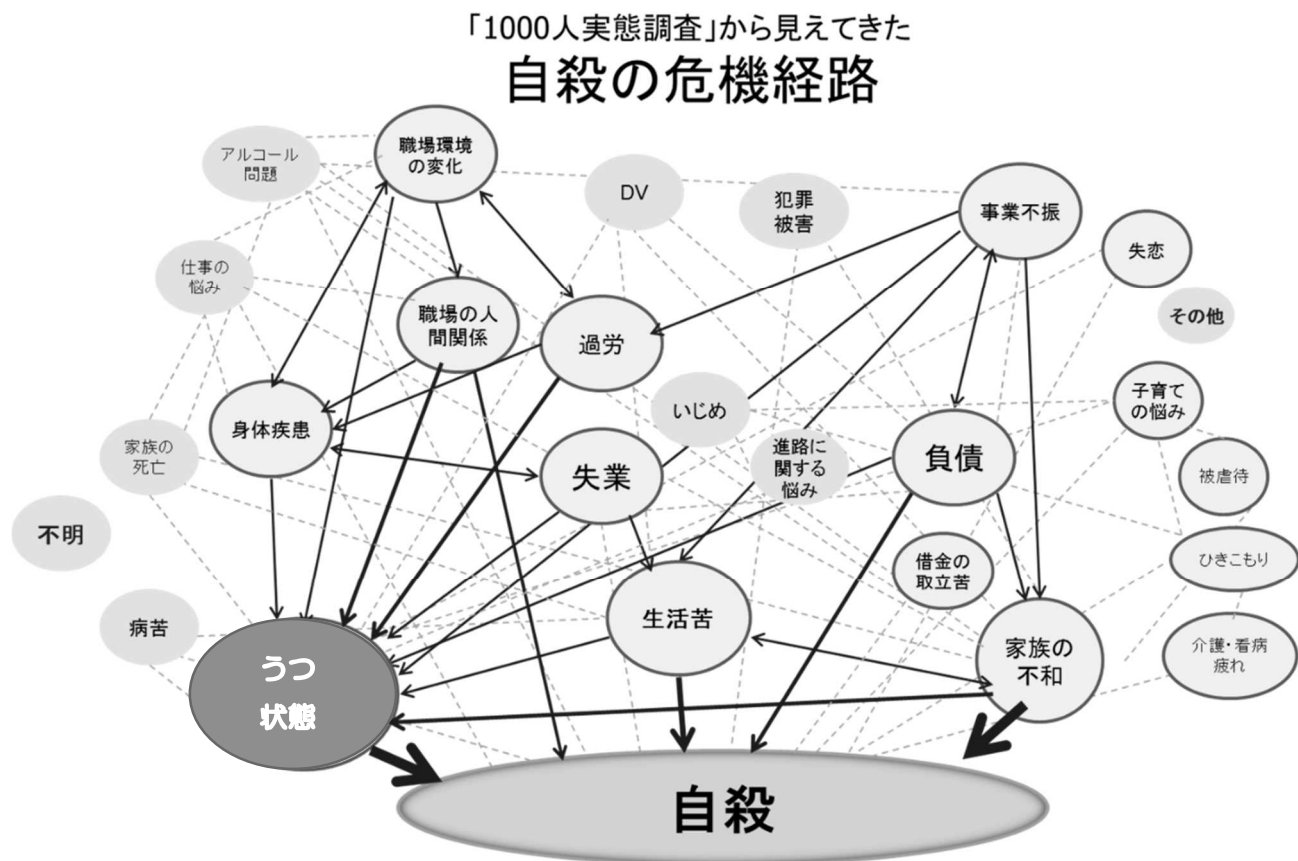
・推奨される重点パッケージは、下記「地域の自殺の特徴」の上位 3 区分の自殺者の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に「子ども・若者」、「勤務・経営」、「生活困窮者」、「無職者・失業者」、「高齢者」の中から選定している。

資料：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール 2023

用語集

4-3 JSCP (Japan Suicide Countermeasures Promotion Center)	いのち支える自殺対策推進センター。全国の各地域センターが管内自治体に対し、地域自殺対策系アックの策定・進捗管理、検証などについて効果的な支援が行えるよう、さまざまなサポートをしている。
4-4 地域自殺実態プロフィール	自殺総合対策推進センターにおいて、すべての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。

図6 「1000人実態調査」から見てきた自殺の危機経路

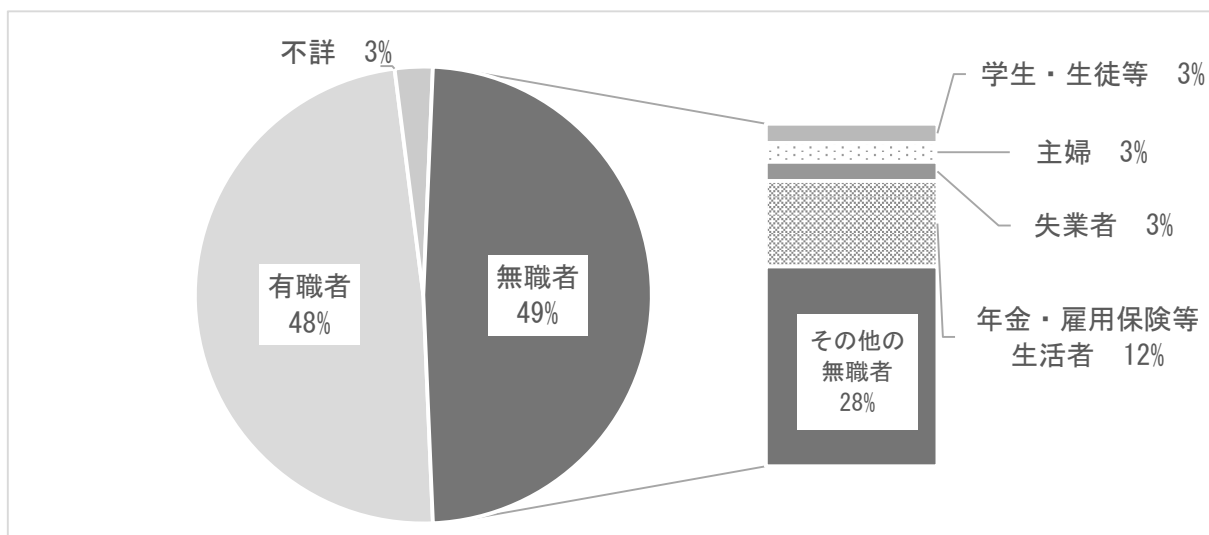


資料：NPO 法人ライフリンク

(4) 有職者、無職者の割合は半々

牧之原市の職業別自殺者割合では有職者が48%、無職者が49%でした。無職者の内訳では、学生・生徒等、主婦などに分類できない「その他の無職者」が約半数を占めています。この「その他の無職者」については明確な定義がありませんが、就労の経験がない人、就労できる状態ではない人、就労が続かない人(離職者)が該当すると推測されます。

図7 牧之原市の自殺者の職業別割合（令和元年から令和5年まで）

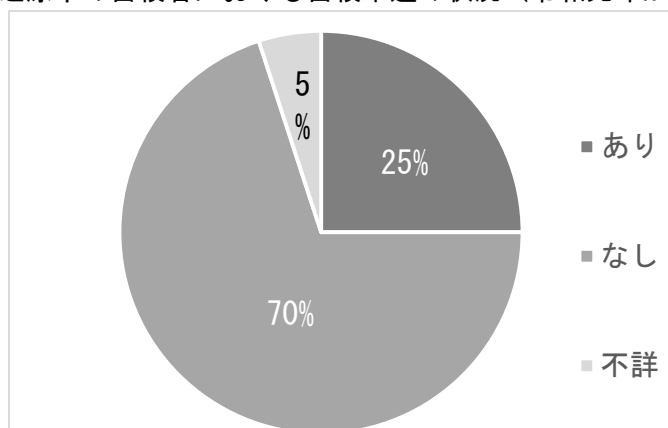


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省・自殺統計）

(5) 自殺者の4人に1人は未遂歴がある

自殺者の未遂歴の有無について見ると、未遂歴がある人が25%を占めています。未遂者の再度の自殺企図⁴⁻⁵を防ぐ必要があります。

図8 牧之原市の自殺者における自殺未遂の状況（令和元年から令和5年まで）



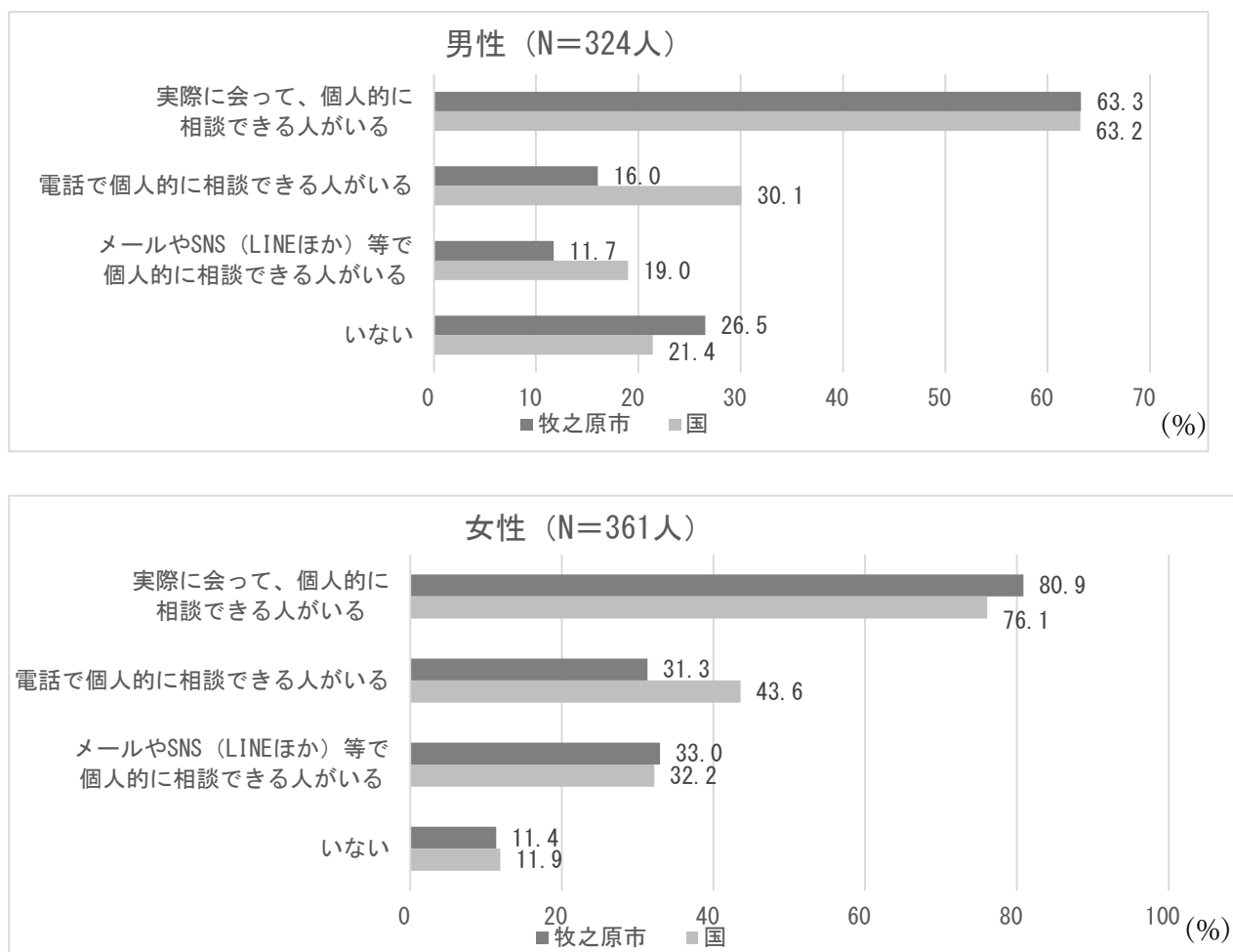
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省・自殺統計）

（６）市民の相談に対する傾向

「あなたの不満や悩みやつらい気持ちを受け止め耳を傾けてくれる人はいるか」の回答として、男性は国と比較して、実際に会って相談できる人は同程度ですが、電話やメール等で相談できる人の割合は少なく、相談する人が「いない」と回答する割合が高いです。女性は、実際に会って相談できる人の割合が国の割合を上回っています。（図 9）

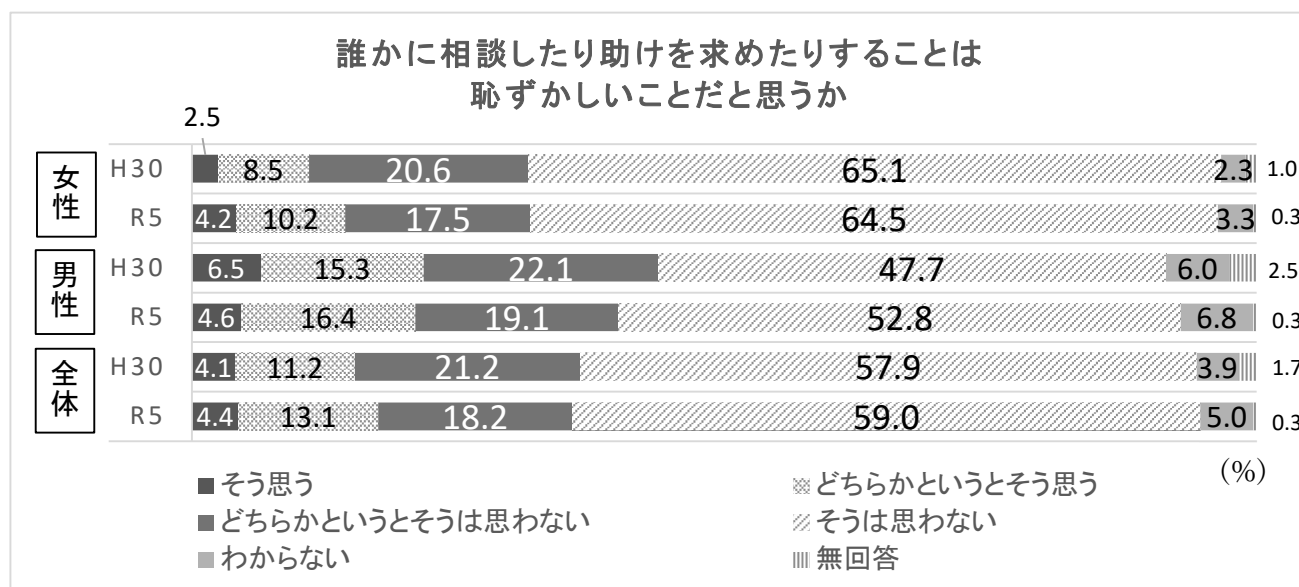
また、「悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることは恥ずかしいことだと思いますか」の回答として、「そう思う」「どちらかというと思う」の回答割合は、平成 30 年度に比べて総数、女性で増えました。男性は 21.8%から 21.0%と減少しましたが、2 割が恥ずかしいと思っています。（図 10）

図 9 「あなたの不満や悩みやつらい気持ちを受け止め耳を傾けてくれる人はいるか」への性別の回答割合



資料 牧之原市健康と食育に関するアンケート調査（成人）（令和 5 年）
国 自殺対策に関する意識調査（令和 3 年）

図 10 「悩みを抱えたときやストレスを感じたときに、誰かに相談したり、助けを求めたりすることは恥ずかしいことだと思いますか」への性別の回答割合（N=685）

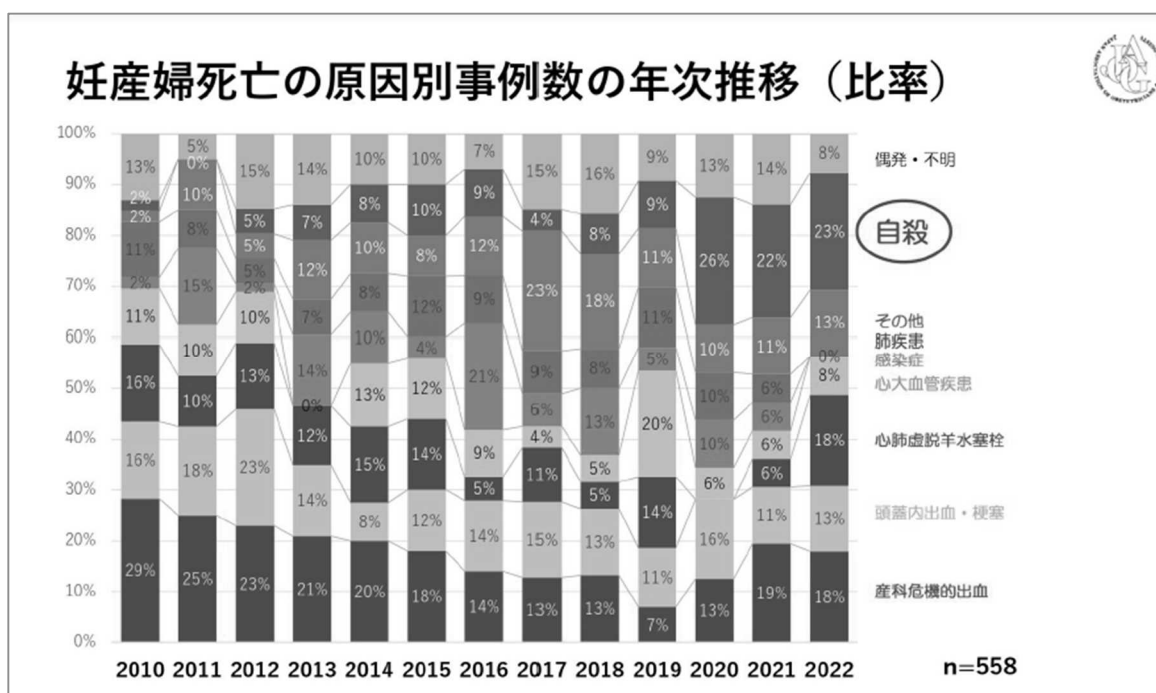


資料 牧之原市健康と食育に関するアンケート調査（成人）

（７）妊産婦の状況

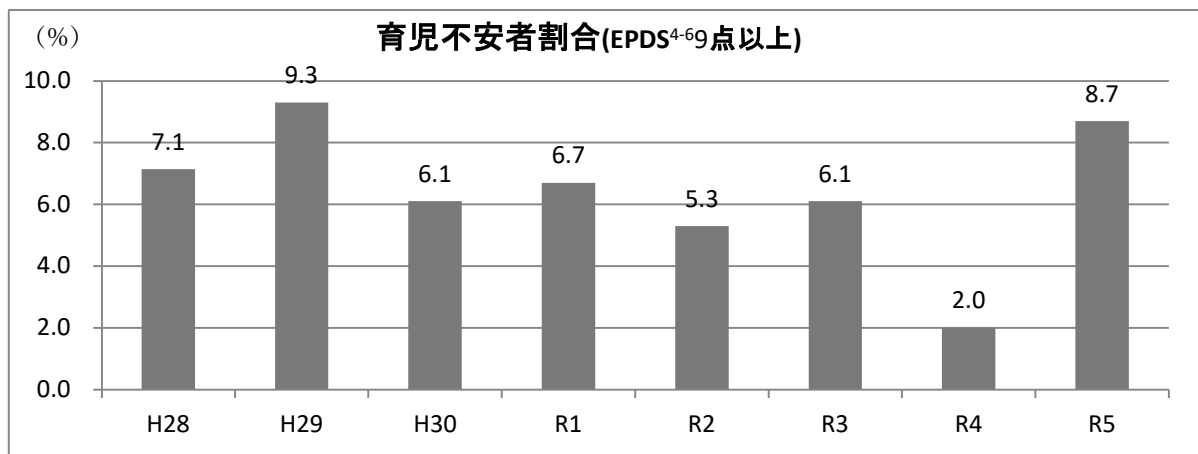
全国的にはコロナ禍における女性の死亡者数が増加し、日本産婦人科医会の報告によると妊産婦死亡の原因として、「自殺」が一番でした（図 11）。その要因は、予期せぬ妊娠や妊産婦の孤立、DV被害等の家庭内問題、精神疾患、子どもの疾患・障害、養育能力や育児不安、経済的不安等多岐に渡るとされています。また、本市においては、育児不安を抱える産婦が約 6 % (平成 28 年～令和 5 年の平均) います。（図 12）

図 11 妊産婦死亡の原因別事例数の年次推移について（比率）



資料：日本産婦人科医会

図 12 赤ちゃん訪問時の育児不安者の割合（牧之原市）



資料：牧之原市健康推進課

（参考）県内の30歳代以下の死因第1位は自殺

県内の年代別の死因において、10歳代から30歳代で「自殺」が第1位となっており、対策が必要な状況にあります。

図 13 令和4年 年齢階級別死因順位（静岡県）

年代 (歳) 順位	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59
1位	先天奇形、 変形及び 染色体異常	自殺	自殺	自殺	悪性新生物 ＜腫瘍＞	悪性新生物 ＜腫瘍＞
2位	周産期に 発生した 病態	不慮の事故	不慮の事故	悪性新生物 ＜腫瘍＞	自殺	心疾患 (高血圧性 を除く)
3位	不慮の事故	悪性新生物 ＜腫瘍＞・ 脳血管疾 患・先天奇 形、変形及 び染色体異 常	悪性新生物 ＜腫瘍＞	脳血管疾患	心疾患 (高血圧性 を除く)	脳血管疾患
4位	悪性新生物 ＜腫瘍＞		心疾患（高 血圧性を除 く）	不慮の事故	脳血管疾患	自殺
5位	心疾患 (高血圧性 を除く)		肝疾患	心疾患 (高血圧性 を除く)	肝疾患	肝疾患

資料：人口動態統計調査

用語集

4-6 EPDS

Edinburgh Postnatal Depression Scale

（エジンバラ産後うつ病自己調査票）産後うつ病のスクリーニングのために用いられる調査票。

2 第1次計画の実績と評価（令和元年度から令和5年度）

第1次計画（計画期間：令和元年度から令和5年度）の実績及び評価については下記のとおりです。

（1）基本施策・重点対策ごとの取組実績

基本施策1 ネットワークの強化

自殺対策ネットワーク会議においては、全庁体制で庁内委員が出席し、外部機関は当初18機関（現在は17機関）が出席して、議論を重ねました。会議の中でテーマとして挙げられた「自殺未遂者支援」は事業化され、相談先一覧は改訂されました。ネットワーク会議委員へのアンケートでは「自殺対策のネットワークが構築されている」と感じる人の割合は76.4%であり、当初の60.0%から増加しました。

計画の中では自殺に特化していない地域のネットワークによる支援体制も継続されています。

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

第1次計画期間の人材育成としてのゲートキーパー養成者数は、市民・関係機関を対象に19回実施し、575名を養成しました。関係機関の中には市民を支援する福祉関係者、民生委員児童委員、保育園等の園長会やボランティアなどが含まれています。また、企業・事業所関係に対しては5回実施し、105名を養成しました。

ゲートキーパー⁴⁷を知っている人の割合は、11.7%から17.3%に増加しました。

基本施策3 市民への情報発信

市では啓発グッズとして「こころとねむりの健康相談」カードを作成し、公共施設のみではなく、市内の医療機関、薬局、店舗などに配置しました。

また、「悩みの相談先一覧」も作成し、毎年実施機関に確認をすることで内容を充実させ、研修会や、民生委員児童委員、ネットワーク会議委員に配布した他、図書館にも配架しています。

「自殺予防週間（9月10日～16日）」「自殺対策強化月間（3月）」では、市の広報誌やホームページ、公式LINEでの啓発をしています。

令和3年度からは、図書館と協力し、期間中に特集展示を行っています。

用語集

基本施策4 「生きる」を支える（孤立を防ぐ）支援

妊産婦、子育て世代、高齢者、障がい者、相談に来た人、税金などの滞納者、健診受診者など、対象に合わせた相談・支援を実施し、必要に応じて他機関と連携し対応しました。

安心して生活できる環境づくりとして、青色防犯パトロールや市内での見回りを実施しました。

令和5年度には警察、医療機関、消防、保健所などの外部機関と連携して、自殺未遂者支援事業を開始しました。

基本施策5 SOSを出せる人づくり

対象（児童生徒、働き盛り世代、その他の相談者）に合わせた事業や支援しました。相談先としてのツールとして、「悩みの相談先一覧」を作成し、毎年更新しました。

重点対策1 就労問題（無職者・労働者・自営業者）に対する自殺対策の推進

就労者に対する普及啓発としてゲートキーパー養成研修を企画しました。

自殺対策強化月間や自殺予防週間に合わせて、「商工会だより」等でメンタルヘルスに関する情報提供をしました。

就労希望者に対し、その方の特性に応じた支援しました。また、復職希望者に対し、必要に応じて関係機関と連携しながら復職しやすい環境を整備しました。

重点対策2 生活困窮者自立支援と自殺対策の連動

生活困窮、家庭児童相談などの相談は随時に対応、必要に応じて食糧支援や障がい者手帳の交付支援などを合わせて実施しました。

市役所として徴収業務を担う職員に対するゲートキーパー養成研修を計画どおりに実施し、その他に外部の福祉関係者への研修も実施しました。

重点対策3 高齢者に対する自殺対策の推進

市では高齢者の居場所活動を継続して実施し、その中で相談先の周知や悩みを相談することの必要性を説明しました。支援者である福祉関係者へのゲートキーパー養成研修を実施しました。

重点対策4 子ども・未成年・若年層に対する自殺対策の推進

児童・生徒に対しては、自己肯定感を高める取組を実施、学校内外での居場所作りや学校外の大人と関わる場の提供をしました。児童・生徒を支える教職員対象のメンタルヘルス研修をすべての小中学校で実施しました。

スクールカウンセラー等が課題を抱える児童・生徒・保護者の支援を継続的に実施しました。

未就労等の若者に対し、就労支援員による常用就職に向けた就職活動への支援を実施しました。

福祉相談課が研修会や連絡会へ参加し、知識を深め、対象者への支援を実施しました。

(2) 数値目標・評価指標

評価	基準
◎	目標値を達成している
○	変化なし又は目標値には達しないが改善している
×	悪化している

<数値目標>

本市においては毎年の変動の波が大きいため、数値目標は複数年での設定としています。平成 25 年から平成 29 年の 5 年間の自殺者数 47 人から、令和元年から令和 5 年の自殺者数 24 人と 51%減少し、目標を達成しました。

	計画策定時 平成 25 年から平成 29 年	目標値 令和元年から令和 5 年	現状値 令和元年から令和 5 年	評価
自殺者数	47 人	15%以上減少 (39 人以下)	24 人	◎

※平成 30 年は計画策定年度のため集計していません

<評価指標>

項目	計画策定時 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)	現状値 (令和 5 年度)	評価	数値の出典
自殺対策のネットワークが構築されていると感じる人の割合	60.0% (平成 31 年 3 月)	増加	76.0%	◎	健康推進課
相談先の認知度 (こころの健康相談統一ダイヤル、よりそいホットライン、静岡いのちの電話、牧之原市こころとねむりの健康相談会)	52.9%	80.0%	76.4%	○	健康と食育に関するアンケート調査(成人)
相談件数	21 件 (平成 30 年度見込数)	増加	28 件	◎	健康推進課
相談相手がいる人の割合 (対象：高齢者)	92.3% (平成 28 年度調査)	100%に近づく	91.7% (令和 4 年調査)	×	高齢者の暮らしと介護についてのアンケート調査

項目		計画策定時 (平成 30 年度)	目標値 (令和 5 年度)	現状値 (令和 5 年度)	評価	数値の出典
悩みを相談することが 恥ずかしいと思う人の 割合		男性 21.8% 女性 11.0%	0%に 近づける	男性 21.0% 女性 14.4%	男性◎ 女性×	健康と食育に 関する アンケート調査 (成人)
ゲートキーパーを 知っている人の割合		11.7%	30.0%	17.3%	○	健康と食育に 関する アンケート調査 (成人)
ゲート キーパー 養成数	市民・ 関係団体等	760 人 (累計)	900 人 (累計)	1,335 人	◎	健康推進課
	企業 事業所等	116 人 (累計)	250 人 (累計)	221 人	○	
自己肯定感「私には良い ところがたくさんある」 と思える子どもの割合		77.3%	増加	75.5%	×	健康と食育に 関する アンケート調査 (中学生)
SOSの出し方教育の実施		未実施	全小中学校 で実施 (中学校 3 校 小学校 9 校)	全小中学校 実施	◎	健康推進課 (令和 2～5 年)

3 市の現状と課題

(1) 就労問題に関する対応

プロフィール 2023 では、自殺の背景にある主な危機経路として「無職者・失業者」「勤務・経営問題」が示されています。

牧之原市の自殺者の特徴として、40 代から 60 代の男性が多く、アンケート調査からも国と比べても牧之原市の男性は相談できる人がいる割合が低いです。第 1 次計画では事業所へのゲートキーパー養成者数は目標値に達しませんでした。

今後は 40 代から 60 代の男性が勤めていると考えられる事業所などに、ゲートキーパー養成研修などを通じて、SOS を出すこと、受け止めることなどの周知啓発を進めていく必要があります。

(2) 生活困窮者に関する対応

プロフィール 2023 では、「生活困窮者」も示されています。牧之原市の自殺者で特定されている自殺動機は、健康問題に次いで、経済・生活問題が多く（P122 図 4）なっています。生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の多様な問題が複合的に関わっていることが多い状況です。プロフィール 2023 によれば、60 歳以上の無職の男性の危機経路は失業による生活苦と介護の悩み（疲れ）と身体疾患が絡み合っておりとされています。（P123 図 5）

今後も第 1 次計画から継続して、生活困窮者への支援が必要です。

(3) 高齢者に関する対策

プロフィール 2023 では、重点パッケージとして「高齢者」が示されています。牧之原市の主な自殺者の特徴として、60 歳以上の方が多く、自殺の危機経路として身体疾患の悩みとともに、社会的役割の喪失や孤立感などから始まると考えられるため、健康づくり、介護予防、生きがいづくり等の対策が第 1 次計画から引き続き必要です。

(4) 子ども、未成年、若年層の対策

本市では、第 1 次計画の期間では未成年の自殺による死亡はありませんが、県内の 30 歳代以下の死因の第 1 位は自殺であり（P128 図 13）、若年層への対策が必要です。

今後は、子どもに対しては、自殺者数に関わらず、大人になってからの自殺を予防するための教育や支援のほか、自己肯定感が高く、SOS を出せる子どもを育てる体制づくりが重要です。

（５）妊産婦・子育て世代の対策

自殺対策大綱の改定（令和４年１０月閣議決定）において、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策及び困難な問題を抱える女性への支援について、「当面の重点施策」として新たに位置付け、取組を強化しています。本市においては、妊産婦の自殺死亡者はこれまでにいませんが、産後に不安を抱える産婦は一定数いるため（P128 図 12）、妊産婦・子育て世代の対策強化が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 自殺対策の基本認識

令和4年に改訂された「自殺総合対策大綱」では、自殺対策は社会における「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進することが求められています。

また、「誰も追い込まれることのない社会の実現を目指す」ことを基本理念に、以下の基本認識を挙げています。静岡県『第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策計画』においても同様の基本認識を挙げているため、本市においてもこれらの基本認識を踏まえ、自殺対策を推進していきます。

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができます。このことを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要があります。

(2) 自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだに続いている

国は、平成19年6月、自殺対策基本法（以下「基本法」という。）に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきました。この対策により、自殺者数は減少傾向にありました。ところが、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回り、年間自殺者数も依然として2万人を超えています。

(3) 新興感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人の接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じました。その中で女性や子ども・若者の自殺が増加し、自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後も未知なる感染症流行に対する影響が懸念されています。

(4) 地域レベルの実践的な取組を、PDCAサイクルを通じて推進する

我が国の自殺対策が目指すものは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれており、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされています。

自殺総合対策では、国と地方公共団体等が協力し、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していきます。

2 自殺対策の基本理念及び体系

(1) 基本理念

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援であることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を全面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとしています。

本市においても、互いの多様性を認め合い、その上で自己肯定感を高めることができるよう『「支え」「支えられ」その人らしく生活することができるまち』を基本理念に、全庁的連携のもと、関係機関・団体との連携を図りながら、自殺対策を推進していきます。

[基本理念]

**「支え」「支えられ」
その人らしく生活することができるまち**

(2) 基本姿勢

本市の基本理念に則り、各取組の基本的な姿勢を『一人ひとりの「生きる」を支える』とします。

(3) 基本方針

本市の自殺対策は、第1次計画に基づき施策を実施し、自殺者数の減少に寄与しました。このため、5つの基本施策は第1次計画を引き継ぐこととします。5つの基本施策は、地域で自殺対策を進める上で欠かすことのできない基盤的な取組です。

また、第1次計画の4つの重点対策も同様に引き継ぎます。産後は不安を抱える産婦が一定数いることから、新たに「妊産婦・子育て世代」を加え、5つの重点対策とし、本市が当面早急に進めるべき対象者への対策を進めていきます。

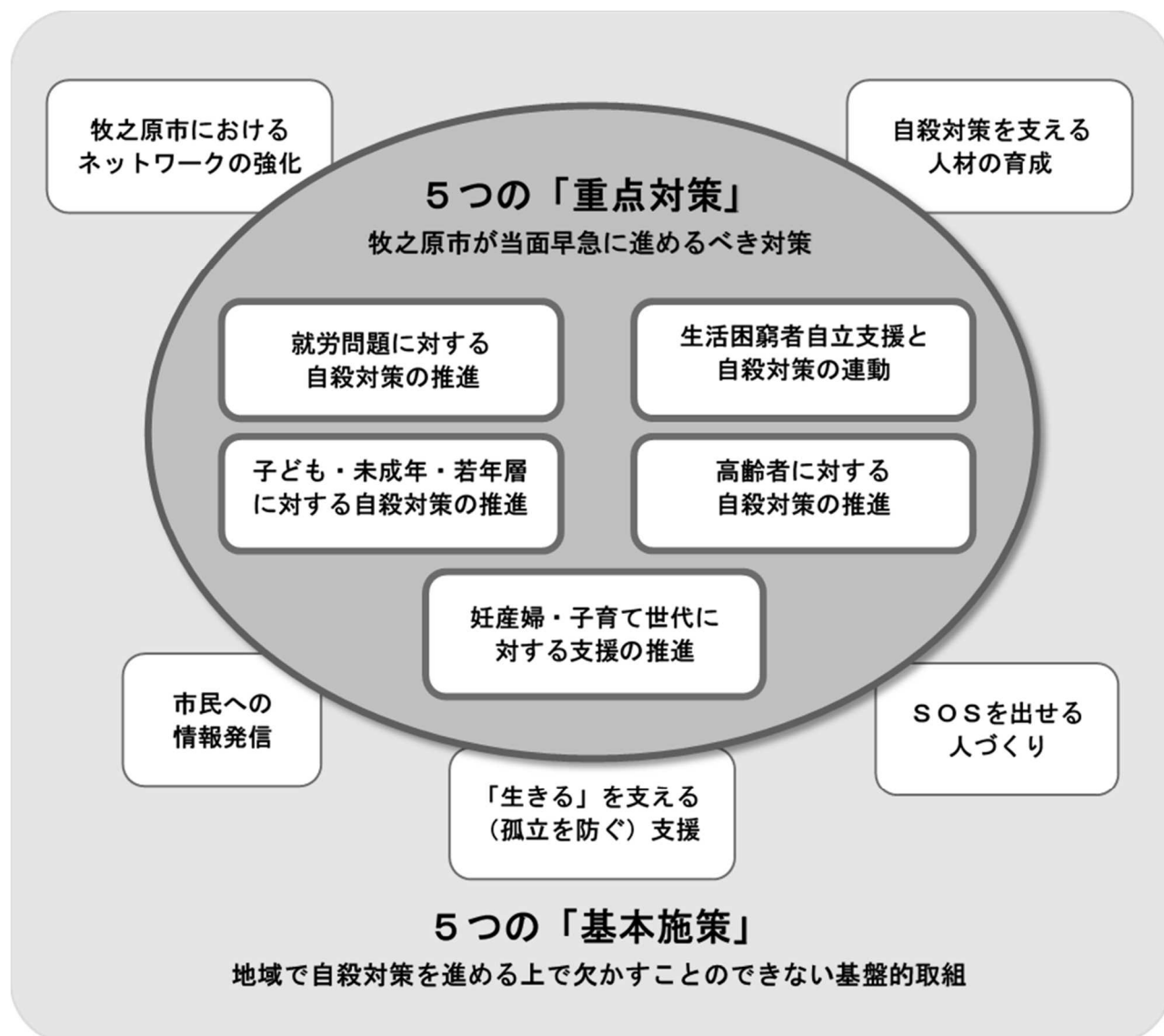
【基本理念】

「支え」「支えられ」その人らしく生活することができるまち

【基本姿勢】

一人ひとりの「生きる」を支える

【体系図】



第4章 施策の展開

1 5つの基本施策(自殺対策の基盤づくり)

(1) 牧之原市におけるネットワークの強化

取組

- 自殺対策計画の推進と進行管理
- 課題を共有する場の開催

自殺対策の推進にあたって、基盤となるのが、地域のネットワークです。自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に構築・展開している既存のネットワーク等においても、関係機関・団体のネットワークを強化しながら、連携・協働して取組を推進します。

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
自殺対策計画の推進と進行管理	自殺対策に関わる会議	いのち支えるネットワーク会議を開催し、自殺対策に関わる機関と市役所庁内各分野の部署が課題や情報を共有する場となるように会を開催し、事業の評価・検討を行い、計画の推進を図ります。	健康推進課
		部長情報会議等においてネットワーク会議から報告のあった内容について助言する他、市として取り組むべき自殺対策事業の推進に関する協議を行います。	健康推進課
課題を共有する場の開催	障がい者に関する会議・ネットワーク	障害者の日常生活及び社会生活を支援するため、医療・保健・福祉・教育及び就労等の関係機関で構成する協議会を開催し、地域課題の検討・解決に向けた話し合い等を行います。	社会福祉課 相談支援事業所 他関係機関
	生活困窮者に関する会議・ネットワーク	生活困窮者の自立相談支援機関による相談を通じ、生活保護、高齢者、障がい者、ひとり親世帯などを担当する行政機関との支援調整を行い、生活困窮状態からの早期自立を図ります。	福祉相談課 長寿介護課 社会福祉課 社会福祉協議会
	子ども・養育者に関する会議・ネットワーク	児童虐待や不適切な養育、非行、不登校などの問題を抱える要保護児童等に関して、子ども家庭センターをはじめとする各関係機関で連携を深め、適切な支援を行うための会議を定期的に開催します。	福祉相談課 健康推進課 学校教育課

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
課題を共有する場の開催	高齢者に関する会議・ネットワーク	高齢者と障がい者の各支援者同士がつながり、ケースワーク等を通じてより良いサービスを提供できるよう連絡会を開催します。	福祉相談課 長寿介護課 地域包括支援センター 相談支援事業所
		地域包括支援センター連絡会等を通じて、ケースの課題解決の場となるよう、情報交換、研修報告、合同企画の検討、高齢者保健福祉サービス利用協議等を実施します。	長寿介護課 地域包括支援センター
	企業・労働者に関する会議・ネットワーク	中小企業・小規模企業の振興のため、また、事業者の抱える課題の共有化や解決のための施策の検討を行う場として会議を開催します。	商工企業課 農林水産課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

取 組

- 市民・関係機関・企業・事業所などを対象とした研修の実施

自殺対策の推進にあたり、専門家や関係者だけでなく、市民一人ひとりが周りの人の変化に気付き、ゲートキーパーの視点で関わることが重要です。市民・関係機関、企業・事業所に対して研修会を実施することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を幅広く育成します。

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
市民・関係機関・企業・事業所などを対象とした研修の実施	市職員向けのゲートキーパー養成講座の開催	職員研修としてゲートキーパー養成講座を開催します。	健康推進課
	専門職向けスキルアップ研修の推奨	保健、医療、介護、福祉、経済、労働等、様々な分野における相談・支援等を行う専門従事者に対して、自殺対策に関する専門スキル向上のための研修受講を推奨します。	健康推進課 長寿介護課 社会福祉課 福祉相談課 子ども子育て課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
	市民・関係機関の相談員等向けの研修会の開催	市民や関係機関の相談員、関係団体（保健委員、健康づくり食生活推進協議会会員、民生委員児童委員等）に対し、ゲートキーパー養成講座等を実施します。	健康推進課 社会福祉課 市民課 子ども子育て課 福祉相談課 社会教育課ほか
	市内企業、事業所に対するゲートキーパー養成講座等の実施	第一次産業事業者と中小企業の管理職を対象に従業員のメンタルヘルスに関する研修会を実施します。	健康推進課 商工企業課 農林水産課 商工会 中小企業家同友会 ほか

(3) 市民への情報発信

取 組

➤ 市民への情報発信

自殺に追い込まれる状況は「誰にでも起こりうる危機」であることであり、その際には援助を求める必要があります。

悩んでいる人に気づく、また、悩んでいる人は助けを求めることができるように、その認識を市民に発信します。

相談先一覧を作成することで、市民が悩んだ時につながる相談先を明確にすることや、関係機関同士の連携強化を図ります。

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
市民への 情報発信	自殺予防啓発用品 (こころとねむりの 健康相談カード) の配布	自殺問題の周知を図るために自殺対策強化月間や自殺予防週間に合わせて、自殺予防啓発用品を配架します。	健康推進課
		自殺対策強化月間や自殺予防週間に合わせて、広報紙や市公式LINE、市ホームページ等、また市内公共施設(小中学校、図書館等)を活用し、ポスターの掲示やリーフレットの配架等を行います。	健康推進課 秘書広報課 社会教育課 学校教育課 警察署 消防署 ハローワークほか
	相談先の周知	支援を必要とする人が、適切な窓口へとつながり、必要な支援につながるように、各種相談先一覧を作成し、広く周知します。	健康推進課 福祉相談課 秘書広報課 危機管理課ほか
	こころの健康に関する書籍の展示	自殺対策強化月間や自殺予防週間に合わせ、図書館にあるメンタルヘルスに関する書籍を紹介し、利用者が手軽に手に取れるよう、特集展示を行います。	社会教育課

(4) 「生きる」を支える（孤立を防ぐ）支援

取組

- 孤立する可能性が高い人への支援（居場所活動を含む）
- うつ等の早期発見と支援
- 安心して生活できる環境づくり

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うこととされています。生きることの促進要因への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援を推進します。特に自殺対策の基本である「生きる」を支えるために、「孤立」予防に視点を当てて取組を推進します。また、うつ等の早期発見については、問題が大きくなる前の段階で発見し、支援できるよう、相談体制の整備を進めます。さらに、生きることの阻害要因を減らすという観点から、安心して生活できる環境づくりを推進します。

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
孤立する可能性が高い人への支援 （居場所活動を含む）	子育て世代への支援	子育て支援センターの専任職員による相談や各種事業を実施し、子育て親子の交流を促すことで、子育て世代の孤独感や不安感の緩和に努めます。また、育児不安、児童虐待、配偶者等からの暴力（DV）など、特に支援が必要な家庭に対する家庭児童相談の強化を図ります。	福祉相談課
		発達の遅れや偏りのある幼児に対して、発達相談や療育教室等を実施し、児への適切な発達支援を実施することで、保護者の育児不安の軽減を図ります。また、各園での適切な発達支援がされるよう園への専門家による巡回訪問や保育士等に対する発達支援のための研修会を行います。	福祉相談課 健康推進課 子ども子育て課 社会福祉課 保健所
		就労を希望する子育て世代が育児と仕事が両立できるように、企業に働き掛けながら就職活動の支援及び生活の安定を図ります。	ハローワーク

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
孤立する可能性が高い人への支援 (居場所活動を含む)	妊産婦への支援	妊娠・出産に伴い、精神的不安定になる妊産婦に対し、産前から産後にかけて切れ目ない支援を行います。	健康推進課 福祉相談課
	障がい者とその家族に対する各種支援の提供	障がい者やその家族から各種相談があった場合、障がい者団体の紹介を行い、障がい者の居場所の構築や社会参加ができる環境整備を進め、地域で支えあう関係を築けるように各関係機関は情報交換に努め、孤立を防ぐ支援をします。	社会福祉課 福祉相談課 保健所 医療機関 ハローワーク 社会福祉協議会 相談支援事業所
	高齢者に対する支援	高齢者が、できるだけ住み慣れた地域で生き生きとした生活が送られるように健康づくり、介護予防、生きがいづくり等を支援します。	長寿介護課 健康推進課 社会福祉協議会 地域包括支援センター ハローワーク シルバー人材センター
	犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、適切な関係機関に繋げ、切れ目ない必要な支援をします。	危機管理課
	うつ病等を抱えた人への支援	うつ病やうつ病以外の精神疾患（統合失調症等）等の疾患を抱えている人が地域で安心して生活できるように、各種相談や就労支援等を実施し、必要な支援が行き届くように配慮します。	福祉相談課 社会福祉課 相談支援事業所 医療機関 保健所 ハローワーク
	自殺未遂者への支援	自殺未遂者支援事業を継続し、未遂者が支援につながるように努めます。 また、職員が、自殺未遂者に対する支援や対応方法等の研修が開催できるよう、関係機関等との協議・連携を図ります。	健康推進課 福祉相談課 保健所 警察署 消防署 医療機関 相談支援事業所 ハローワークほか
	自死遺族への支援	自死により遺された家族の支援のために、県が実施している自死遺族個別相談や自死遺族交流会等の情報周知を図ります。	健康推進課 市民課 保健所 その他の相談機関

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
うつ等の早期発見と支援	各種相談等に来た市民への支援	各機関の相談窓口や訪問等業務の中で、うつ等の精神的問題を抱えていると考えられる相談者を見つけた場合には、適切な支援につなげます。	市民相談センター 社会福祉課 福祉相談課 長寿介護課 健康推進課 学校教育課 医療機関 ハローワーク 社会福祉協議会 地域包括支援センター 相談支援事業所 ほか
安心して生活できる環境づくり	日々の困りごと、悩みごと相談の実施	困りごと・悩みごとの相談に応じ、就労支援を含め対象者が安心して生活できる支援をします。必要に応じ、法律相談等に繋がります。	市民相談センター 長寿介護課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 相談支援事業所 医療機関 ハローワーク ほか
	生活困窮者等へ向けた制度の活用と支援	生活困窮者等に対し、滞納整理事務及び徴収猶予や分割納付などの納付相談を実施します。また、対象者が必要な各種制度を活用できるよう支援し、各部署が連携するよう努めます。	税務課 福祉相談課 長寿介護課 子ども子育て課 教育総務課 建設部 社会福祉協議会 地域包括支援センター 相談支援事業所 ハローワーク
	移動手段の確保	高齢者や障がい者等の交通弱者が自宅に閉じこもらず、地域から孤立しないために、移動手段の確保としてデマンド乗合タクシーを運行します。	地域振興課
	地域の医療の確保	精神疾患等により自殺の危険性が高い人が適切な医療を受けられるように、医療体制の充実・強化を図ります。	健康推進課
	まちの安全の確保	市民が安心して生活できるように、見守りや声かけ、パトロールを実施するとともに、公害等の問題が発生した場合には、速やかに対応するように努めます。	危機管理課 社会教育課 環境課 建設部

(5) SOSを出せる人づくり

取組

➤ SOSを自ら出せる人づくり

子どもに対しては学校でのこころの教育や自己肯定感を高める取組を実施し、「児童・生徒が困難やストレスに直面した時、信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことを目指します。大人に対しては健康教育等を通じて、心のセルフケアの重要性を周知していきます。

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
SOSを自ら出せる人づくり	学校でのこころの教育	小中学校において、道徳教育の充実を推進するとともに、信頼できる大人や相談機関に助けの声を上げられるような教育を行います。	学校教育課
	自己肯定感を高める取組	子どもが地域のボランティア活動等に参加し、世代を超えたコミュニティで自分の役割や得意なことを見つけ、自己肯定感を高めることができる機会づくりを推進します。	学校教育課
		児童生徒の自己肯定感を育むことができるように、地域の大人が学校に関われる機会をつくれます。	
		幼児・児童生徒が自己肯定感を高め、自分と他者ともに大切にできる心を育てることを目的に、自分の身体やこころについて学ぶ機会の提供や未来パパママ子育て体験事業、命の授業を実施します。	健康推進課
	働き盛り世代に対するセルフケア推奨の呼びかけ	ストレスを抱えやすい働き盛り世代の大人に対して、ストレスマネジメントについての啓発やSOSが出せるように健康教育を実施し、相談体制の整備や啓発の強化を行います。	健康推進課 商工企業課 農林水産課 商工会 中小企業家同友会

2 5つの重点対策

(1) 就労問題（無職者・労働者・自営業者）に対する自殺対策の推進

取組

- 働き方改革の諸施策との連携
- 就労問題の共有や相談先の周知
- 就労問題による自殺リスク低減に向けた支援体制の強化

就労環境の改善やワーク・ライフ・バランス⁴⁻⁸のとりやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援し、労働者や経営者の心身の健康が保たれるよう働きかけます。

牧之原市商工会をはじめとした外部機関と連携し、市内の事業所に対して、就労問題について共有するとともに、相談先の周知を進めます。

就労できず、何らかの生きづらさを抱えながらも自宅にいる人や仕事が続かない人なども安心して生活でき、また、就労の支援も受けられる環境整備を推進します。

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
働き方改革の 諸施策との連携	健康経営に取り組む 企業の支援	牧之原市で健康経営に取り組む中小企業に対して、助成金等の支援をし、労働者の就労環境の整備を推進します。	商工企業課
		中小企業、個人事業主、起業を考えている方などの様々な相談を無料で受付、問題の解決に向けて支援します。	商工企業課
	ワーク・ライフ・ バランスのとり やすい職場環境の 充実	男性が育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促すとともに、子育て世代の仕事と家庭生活の両立支援を図るため、男性労働者に育児休業を取得させた中小企業等を支援します。	商工企業課 企画政策課
		ユースエール認定企業 ⁴⁻⁹ や子育て応援求人 ⁴⁻¹⁰ など、ワーク・ライフ・バランスのとりやすい職場環境の整備・充実を推進します。	ハローワーク

用語集

4-8 ワーク・ライフ・バランス	やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択・実現できることをめざす。
4-9 ユースエール認定企業	時間外労働時間や有給休暇・育児休業の取得率等において、一定の要件を満たす企業。
4-10 子育て応援求人	子育て世代の方が働きやすいように考慮された求人情報。

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
就労問題の共有や相談先の周知	市内企業、事業所に対するゲートキーパー養成講座等の実施 【再掲】P141 (基本2人材の育成)	第一次産業事業者と中小企業の管理職を対象に従業員のメンタルヘルスに関する研修会を実施します。	健康推進課 商工企業課 農林水産課 商工会 中小企業家同友会 ほか
	事業所等への情報提供の強化	自殺対策強化月間や自殺予防週間に合わせて、事業所等に配布している「商工会だより」等に相談先一覧を入れ、労働者が必要時に相談先につながれるよう周知します。	健康推進課 商工会
就労問題による自殺リスク低減に向けた支援体制の強化	就労支援	就労相談や各種講座の開催、保護者を対象としたセミナーの開催等を通じて、若年無職者の就労を支援します。	健康推進課 商工企業課 農林水産課 商工会 中小企業家同友会 ほか
		障がい者へのマッチングや訓練、ハローワークへの同行、事業所紹介等、就労への準備を含めた支援を行います。	福祉相談課 社会福祉課 相談支援事業所
		障がい者、生活困窮者など、対象者に応じた就労支援をします。	ハローワーク 社会福祉協議会
	復職支援	病気などのために休職している人が職場復帰するために、本人に必要な配慮などを職場と連携して検討し、復職への支援を行います。	医療機関 相談支援事業所 ほか
	就労していなくても安心して生活できる環境づくり	生きづらさを抱えながら自宅にいる人の悩みを聴き、支援できるよう相談体制を強化します。また、本人への支援だけでなく、本人を支える家族に対する相談体制も強化します。	福祉相談課 健康推進課 社会福祉協議会 相談支援事業所 医療機関

（２）生活困窮者自立支援と自殺対策の連動

取 組

- 生活困窮者自立支援制度⁴⁻¹¹の推進
- 早期支援へつなぐ取組の推進

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働、介護等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えている場合があります。生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度に基づく各種の取組が自殺対策と連携した包括的な支援になる仕組みや体制の整備を進めます。

生活苦に陥っている人の中には、支援制度につながらず自殺のリスクを抱え込んでしまう人も少なくないため、対象者への働きかけを積極的に行い、早期に生活困窮を解消する支援へつなぐための体制を強化します。

〔 関連事業 〕

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
生活困窮者 自立支援制度 の推進	包括的な相談支援 体制の整備	各自立支援事業の実施や他課・他機関との情報共有や連携強化に向け、対象者の状態に応じた包括的な相談支援体制を整えます。	福祉相談課 社会福祉協議会 相談支援事業所 医療機関 ハローワーク ほか
	生活困窮者等へ向けた制度の活用と支援 【再掲】P145（基本４生きるを支える）	生活困窮者等に対し、滞納整理事務及び徴収猶予や分割納付などの納付相談を実施します。また、対象者が必要な各種制度を活用できるよう支援し、各部署が連携するよう努めます。	税務課 福祉相談課 長寿介護課 子ども子育て課 教育総務課 建設部 社会福祉協議会 地域包括支援センター 相談支援事業所 ハローワーク

用語集

4-11 生活困窮者自立支援制度	経済的に困窮し、生活保護に至る可能性のある人に家計相談等の包括的な支援を行う制度。
------------------	---

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
早期支援へ つなぐ取組 の推進	滞納金の徴収等を担 当する職員に対する ゲートキーパー養成 講座の実施	徴収業務や窓口で納付相談に応じる職員を対 象にゲートキーパー養成講座を実施し、生活 困窮者が早期に必要な支援へとつながる体制 を強化します。	健康推進課 税務課 都市住宅課 子ども子育て課 水道課 長寿介護課 ほか
	家庭児童相談、女性 相談等の実施	児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の相 談においては、その要因としての生活困窮の 有無を把握します。生活困窮を把握した場合 には、その解消を図るために関係機関と連携 し、支援します。	福祉相談課
	日々の困りごと、 悩みごと相談の実施 【再掲】P145（基 本4生きるを支え る）	困りごと・悩みごとの相談に応じ、就労支援 を含め対象者が安心して生活できる支援をし ます。必要に応じ、法律相談等に繋がります。	市民相談センター 長寿介護課 社会福祉協議会 地域包括支援センター 相談支援事業所 医療機関 ハローワーク ほか
	近隣市町との合同 相談会の開催	多様な悩みを抱えた市民が、安心して相談が 受けられるように、近隣市町と合同で法律問 題や消費者問題、介護問題、成年後見制度 ⁴⁻¹² などの複合的な悩み相談を受ける総合相談会 を開催します。	社会福祉課 長寿介護課 社会福祉協議会

用語集

4-12 成年後見制度

本人の意思決定能力が低い場合に、本人の判断を他の者が補うことにより本人を
法的に支援する制度。

(3) 高齢者に対する自殺対策の推進

取 組

- 高齢者とその支援者に対する支援
- 支援者や専門職への意識付けの強化
- 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

高齢者や介護者、そしてその支援者に対して、様々な相談・支援機関に関する情報周知を図るため、相談先情報等の掲載された啓発リーフレット等を配布します。また、介護者の身体的・精神的負担の軽減に努めます。

日々の関わりを通じて高齢者の自殺のリスクに早期に気づき、必要な支援に早期につながることができるよう、対応する職員や専門職に研修等を開催し、自殺予防の意識付けの強化を図ります。

高齢者が自らの生きがいと役割を見いだせる地域づくりを進めるために、各種イベントやセミナーの開催、市民が自由に集える場の提供等、地域につながりを持てる機会を増やします。

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
高齢者と その支援者に対する支援	地域支援事業	必要な相談、支援機関につなぐために、市役所で行う介護予防事業や各地域で行われている高齢者サロン等でリーフレットを配布します。	健康推進課 長寿介護課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
		介護者の身体的・精神的負担の軽減を目的とした家族支援の場を提供します。	長寿介護課 地域包括支援センター
	訪問事業	独居高齢者や高齢者世帯への訪問活動により、困りごとを抱える市民を早期に発見し、適時必要な相談、支援機関につなげます。	社会福祉協議会 地域包括支援センター
支援者や 専門職への 意識付けの 強化	専門職向けスキルアップ研修の推奨 【再掲】P141（基本2人材の育成）	保健、医療、介護、福祉、経済、労働等、様々な分野における相談・支援等を行う専門従事者に対して、自殺対策に関する専門スキル向上のための研修受講を推奨します。	健康推進課 長寿介護課 社会福祉課 福祉相談課 子ども子育て課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
	既存の会議等での実態の周知	既存の会議等の場を活用し、地域に居住する高齢者の自殺実態や高齢者が抱え込みがちな自殺のリスクに関する情報提供を行います。	健康推進課 長寿介護課 社会福祉協議会

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
高齢者が 生きがいと 役割を実感で きる 地域づくりの 推進	地域支援事業	高齢者の生きがいや社会の中での役割の創出につなげるために、介護予防に関連する各種健康講座や教室等を企画し、参加を促すとともに、他の受講生との交流等を促進します。	健康推進課 長寿介護課 社会福祉協議会 地域包括支援センター ほか
		独居高齢者や高齢者世帯への訪問活動により収集した情報等を活用し、何らかの支援を必要とする者を把握し、相談や居場所等につなげます。	長寿介護課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
	生きがいの確保	高齢者サロン等において、地域住民が主体となり、地域ごとに自由に集える憩いの場を構築し、高齢者の仲間づくりを推進します。	長寿介護課 社会福祉協議会 社会教育課
		生涯学習セミナー等で市民を対象に講演会の開催やクラブ活動等を通じて、学習機会を提供することで地域での仲間づくり、生きがいや社会参加を推進します。	社会教育課
		就労を希望する高齢者に対して支援します。	ハローワーク 社会福祉協議会 シルバー人材センター
		自分の特技や知識を活かし、ボランティア活動を行います。	社会福祉協議会

(4) 子ども・未成年・若年層に対する自殺対策の推進

取組

- SOSを出しやすい環境づくりの促進及び受け皿の整備
- 家庭や学校以外の居場所づくり

子どもたちには、困った時に周りの人に相談できる人になれるように働きかけます。子どもにとって身近な支援者である教職員や地域の大人が、子どものSOSに気づき、声をかけ、話を聴き、必要時専門機関につなげ、見守れる存在になることで、子どもがSOSを出しやすくなるような環境づくりを進めます。また、支援の際には、関係機関と連携して問題の深刻化を防ぎます。

生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者等、孤立のリスクを抱える人に対し、孤立する前に地域とつながり、支援につながるができるよう居場所づくりを推進します。

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
SOSを出しやすい環境づくりの促進及び受け皿の整備	児童生徒に対する支援体制の強化	生徒からのSOSに気づき、支援の必要な児童生徒の早期発見と適切な対応のため、県教育委員会の協力を得て、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる相談を実施します。また、市内外の関係機関と支援体制を強化します。	学校教育課 社会福祉課 福祉相談課 相談支援事業所
		生徒がメンタルヘルスを学び、自ら必要な支援を求められるような学びの場を提供します。	健康推進課 市内高等学校
	学校での居場所づくり	担任や養護教諭、相談員など、学校体制で連携し、学校図書館や保健室など教室以外での子どもたちが安らぎ、安心できるような居場所づくりに努めます。	学校教育課
	未就労等の若者への対応策の推進	若年層が抱える問題（就労問題、人間関係、ひきこもり等）に対し、県のひきこもり支援センター等の相談支援機関との連携を強化し、社会参加や就労等の個別支援を推進します。	健康推進課 福祉相談課 商工企業課 保健所 社会福祉協議会 相談支援事業所 医療機関 ハローワーク
	情報モラル教育の実施	小中学生に対し、SNS上のトラブル等、自殺のリスクにつながりかねない問題に対する注意喚起と相談先の情報を周知し、早期の相談につなげます。	学校教育課

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
家庭や学校 以外の居場所づくり	子どもが安心して 過ごせる居場所の 提供	児童館や放課後児童クラブなど、学校以外の居場所を提供し、仲間づくりが苦手な児童に対し、専任職員が支援し、児童の不安感の低減を図ります。	子ども子育て課 福祉相談課
		不登校傾向を示す児童生徒に対し、在籍校への復帰と社会的自立を目指し、不登校児童生徒及び保護者等の関係者をサポートします。	学校教育課
		学校に行きづらいと思っている児童生徒にとって、図書館が「安心して過ごせる」居場所となるよう提供します。	社会教育課
	世代を問わない居 場所の提供	生涯学習セミナーや地域のボランティア活動等に参加を促し、世代を超えたコミュニティで自分の役割や得意なことを見つけることができる機会づくりを推進します。	社会教育課 社会福祉課 学校教育課
		図書館が地域住民の集まる場として機能し、孤立感を軽減します。また、幅広い世代が参加できる講座やイベントを企画し、社会的なつながりを作ります。	社会教育課
	障がいのある人が 安心して過ごせる 居場所の提供	障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、社会的孤立の解消、創作的活動や社会との交流促進などをするために必要な援助を行います。	相談支援事業所

(5) 妊産婦・子育て世代に対する支援の推進

取 組

- 子育てに困難を抱える家庭への支援
- 育児不安解消や育児負担軽減に向けた支援
- 将来の妊娠に向けた情報提供や出産前からの支援

予期せぬ妊娠や妊産婦の孤立、DV被害等の家庭内問題、精神疾患、生活困窮等、妊娠の継続や子育てに困難を抱える家庭の早期発見に努めます。また、各家庭の状況に応じた支援をすることで、妊娠・子育ての継続ができるよう関係機関との連携を図ります。

一般的な家庭においても、相談等で養育者の悩みに寄り添い、育児不安解消や育児負担軽減に向けて支援します。

また、予防的な取組として、市民一人ひとりが自身の望む時期に妊娠・出産ができるように、妊娠前から正しい知識を啓発します。妊娠・出産によるホルモンバランスの変化や慣れない育児による精神的変化についても妊娠初期から啓発し、自身の状況に合わせたメンタルヘルスに取り組めるよう支援します。

[関連事業]

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
子育てに困難を抱える家庭への支援	養育支援訪問 家庭児童相談	支援者不足や育児手技獲得がしにくい家庭、DV被害や生活困窮、児童虐待等各家庭に応じた相談・支援を行います。	福祉相談課 社会福祉課
	子ども・養育者に関する会議・ネットワーク 【再掲】P139 基本1（ネットワーク強化）	児童虐待や不適切な養育、非行、不登校などの問題を抱える要保護児童等に関して、各関係機関で連携を深め、適切な支援を行うための会議を定期的開催します。	福祉相談課 健康推進課 学校教育課
育児不安解消や育児負担軽減に向けた支援	相談事業	育児相談や健診等で育児不安を解消し、子どもへの関わり方に自信を持てるよう支援します。	健康推進課 福祉相談課 子ども子育て課
	子育て世帯が繋がる支援	支援センター事業や教室の開催し、子育てに悩む母が孤立しないよう支援します。	健康推進課 福祉相談課 子ども子育て課
	預かり事業	託児等で一時的に育児負担を軽減し、子どもへの関りに余裕を持てるよう支援します。	子ども子育て課 福祉相談課
	パートナーへの支援	パートナーが育児休業取得しやすい制度を整えます。また、子育て中の生活や産前産後の精神的変化について啓発し、家庭内で支え合い育児することを目指します。	商工企業課 健康推進課 福祉相談課

項目	事業・取組内容	内容	関係課・関係機関
育児不安解消や育児負担軽減に向けた支援	子育て世代への支援 【再掲】P143 基本 4 (生きるを支える)	子育て支援センターでの相談や各種事業を実施し、子育て親子の交流を促すことで、子育て世代の孤独感や不安感の緩和に努めます。 また、育児不安、児童虐待、配偶者等からの暴力（DV）など、特に支援が必要な家庭に対する家庭児童相談の強化を図ります。	福祉相談課
将来の妊娠に向けた 情報提供や 出産前からの支援	思春期教育	小中学校で産婦人科医師・助産師等による講義を実施し、妊娠・出産について学び、ライフデザインを描く機会を作ります。	健康推進課 福祉相談課 学校教育課 医療機関
	妊娠中の支援	母及びパートナーのメンタルヘルスを医療機関等と連携して健診・訪問・相談・各教室等で支援します。	健康推進課 福祉相談課 医療機関
	妊産婦への支援 【再掲】P144 基本 4 (生きるを支える)	妊娠・出産に伴い、精神的不安定になる妊産婦に対し、産前から産後にかけて切れ目ない支援を行います。	健康推進課 福祉相談課

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

自殺対策は、行政、関係機関、地域が連携して推進していく必要があるため、計画の進行管理は、下記の関係会議で進行状況を確認しながら推進していきます。

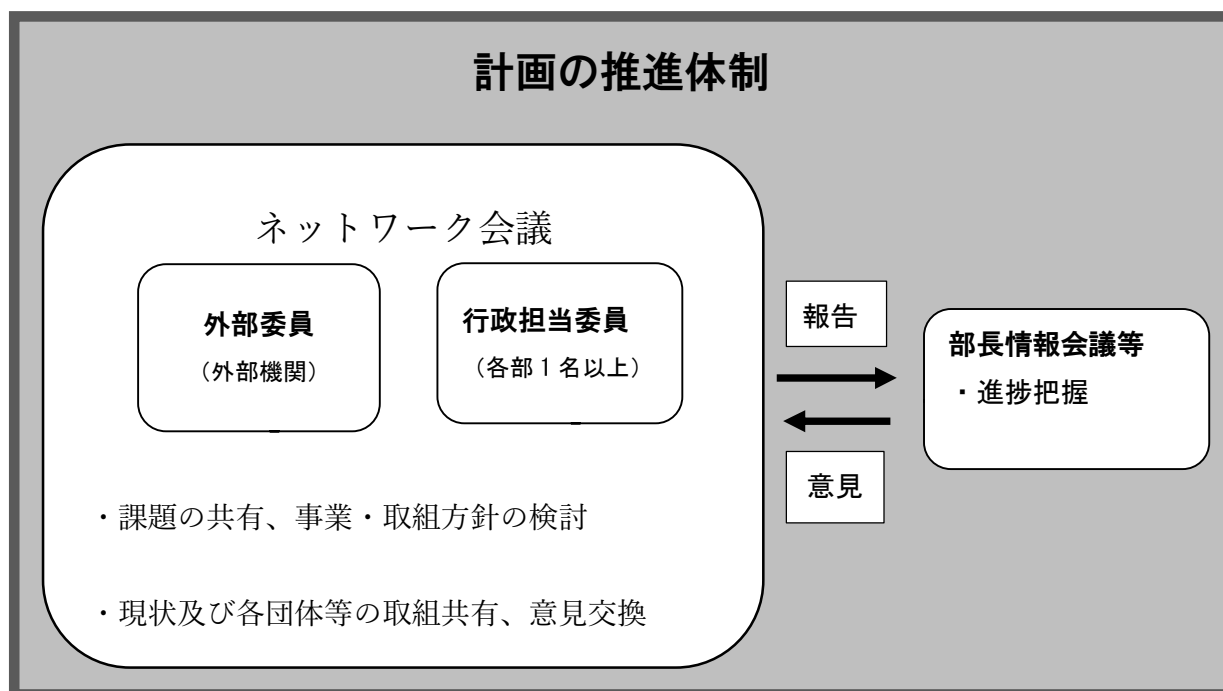
(1) 自殺対策ネットワーク会議

庁内各分野の実務担当者と庁外の関係機関や専門家等から構成します。

会議では、計画の進行管理、現状や課題の共有、自殺対策に関わる事業検討及び取組方針を検討し、自殺対策事業の推進に関する協議を行います。また、関係機関や民間団体と行政担当が緊密な連携を図るとともに、関係者の知見を活かして自殺対策を総合的に推進します。

(2) 部長情報会議等への報告

部長以上の幹部職員で構成される会議において、自殺対策ネットワーク会議の内容について報告し、市として取り組むべき自殺対策事業の推進に関して進捗を把握します。



2 計画の目標・評価指標

本計画の数値目標は以下のとおりです。

数値目標の達成と自殺対策の着実な推進のため、自殺対策に特化した取組の成果を計る指標と市民の意識に関する指標を以下のとおり掲げ、計画を推進します。

上記以外の「生きる支援」に関連する事業についても、毎年、関係部署が関連事業を評価し、計画の推進に努めます。

<数値目標>

	現状値 令和元年から令和5年	目標値 令和7年から令和11年
自殺者数	24人	減少 (23人以下)

※令和6年は計画策定年度のため集計していません

<評価指標>

項目		現状値 (令和5年度)	目標値 (令和12年度)	数値の出典
自殺対策のネットワーク会議の開催数		年2回	年2回	健康推進課
相談先の認知度 (こころの健康相談統一ダイヤル、よりそいホットライン、静岡いのちの電話、牧之原市こころとねむりの健康相談会)		76.4%	80.0%	健康と食育に関するアンケート調査(成人)
ゲートキーパーを知っている人の割合		17.3%	30.0%	健康と食育に関するアンケート調査(成人)
ゲートキーパー養成数	市民・関係団体等	1,335人 (累計)	1,580人 (累計)	健康推進課
	企業・事業所等	221人 (累計)	340人 (累計)	健康推進課
自己肯定感「私には良いところがたくさんある」と思える子どもの割合		75.5%	増加	健康と食育に関するアンケート調査(中学生)